

# 出雲崎中学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

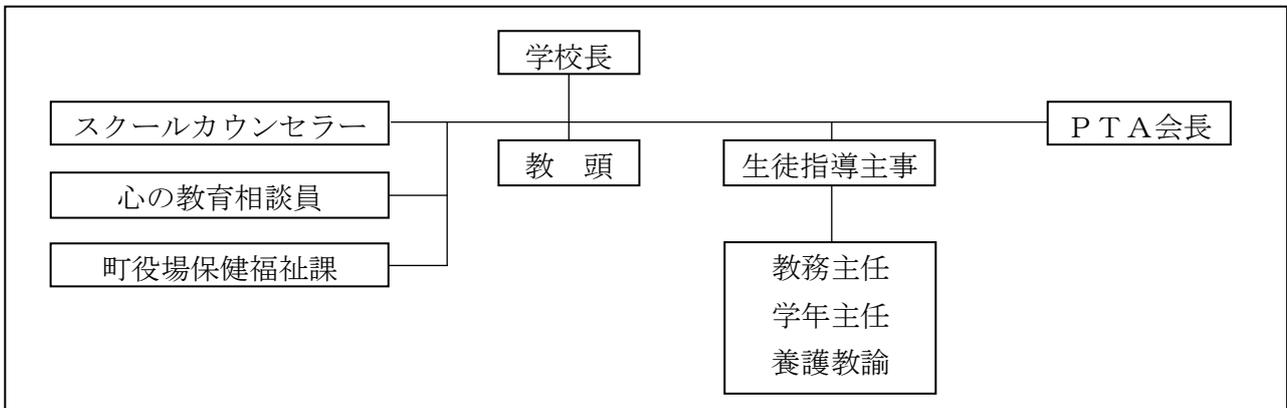
この出雲崎町立出雲崎中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、『いじめ防止対策推進法』及び『新潟県いじめ等の対策に関する条例』に基づき、本校におけるいじめ防止等の対策を推進するために策定するものである。

## 2 目的

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止や早期発見、いじめへの対策を推進することで、いじめ防止の啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

## 3 組織

校長直属の組織に属し、いじめ対策主任は生徒指導主事とする。生徒がいじめやいじめ類似行為を受けていると思われる時は、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。



## 4 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（一総則）にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

## 5 いじめ防止等の取組方針

- (1) いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、いじめへの対処として定期的に部会を開き、計画的かつ迅速に行う。
- (2) いじめ防止等に関する取組の年間計画「出雲崎中学校いじめ防止プログラム」を作成する。
- (3) いじめ未然防止に向け、生徒の社会性を育成する。
- (4) 「学校生活アンケート」や「悩み調査アンケート」を活用して、生徒の実態を把握し、定期的に取組を見直す。
- (5) 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する全職員の共通理解を図る。また、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

## 6 育てたい生徒の社会性

- (1) 積極的に他者と関わり、よりよい人間関係を形成するコミュニケーション能力を身に付けさせることで、自己肯定感・自己有用感を高める。
- (2) 相手のよさや立場を考えて、ルールやマナーを守る意識を高めることで、基本的な生活習慣の向上や規範意識の醸成を図る。

## 7 いじめ防止等の取組における学校の役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報収集と記録を行う役割
- (4) いじめに係る情報があったときには緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 8 保護者・地域の人々との連携

- (1) PTA 総会や学年 PTA などの機会に、いじめの防止等に関する保護者の責務と学校の基本方針、具体的な取組について伝える。
- (2) より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、地域ぐるみの取組を推進する。

## 9 関係機関等との連携

- (1) 警察、町教委、民生児童委員、児童相談所等との連携
- (2) 幼保小との連携の強化

## 10 いじめ防止等のための具体的な取組

- (1) いじめの未然防止のための取組
  - ①人権教育、同和教育の充実（人権教育・同和教育の授業実践等）
  - ②道徳教育の充実（「考え、議論する道徳授業」の実践）
  - ③社会性の育成（異学年交流、地域学習、地域行事への参加）
  - ④生徒会活動の活性化（小学校と連携した挨拶運動、いじめ見逃しゼロスクール集会）
  - ⑤中1ギャップ解消の取組（中学校区中1ギャップ解消プログラム）
  - ⑥専門機関との連携による講演会等の実施（7, 12月）
  - ⑦日常的な生徒へのプラスのことば掛けと職員間の連携
  - ⑧情報モラル指導（出雲崎中学校区 SNS 宣言の徹底）
- (2) いじめの早期発見の取組
  - ①「学校生活アンケート」（通年隔週）と「悩み調査アンケート」（4, 10, 1月）の実施
  - ②アンケート結果をもとにした教育相談の実施
  - ③日常生活における生徒の観察

(3) いじめの即時対応のための取組

- ①町教育委員会への報告
- ②組織による状況調査
- ③いじめを受けたとされる生徒の保護
- ④いじめを行った生徒への指導
- ⑤いじめを受けた生徒の保護者への対応
- ⑥いじめを行った生徒の保護者への対応
- ⑦その他の生徒に対する対応

(4) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

- ・いじめに係る行為が止んでいること  
(行為が止んでいる期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。)
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。更に解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察する。

## 11 重大事態への対応

(1) 重大事態の内容

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・自殺、傷害、金品の被害、精神性疾患を発症など
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・年間30日以上を目安とする。
- ③生徒や保護者から、いじめにより上記①・②の事態に至ったという申し出があった場合

(2) 重大事態発生時の対応

町教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ①学校が調査主体となった場合
  - ア 組織による調査体制を整える。
  - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を提供する。
  - エ 調査結果を町教委に報告する。
  - オ 町教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ②学校の設置者が調査主体となった場合  
設置者の調査組織に必要な資料の提出などを行い、調査に全面的に協力する。